

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第26条第1項本文」を「第31条第1項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)